

Title	東方學報 京都 第一冊
Sub Title	
Author	杉本, 忠(Sugimoto, Tadashi)
Publisher	三田史学会
Publication year	1931
Jtitle	史学 Vol.10, No.4 (1931. 12) ,p.150(704)- 154(708)
JaLC DOI	
Abstract	
Notes	書評
Genre	Journal Article
URL	<a href="https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00100104-19311200-0152">https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00100104-19311200-0152</a>

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the KeiO Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

天皇奉祀の御所神社を中心として、御遺蹟の顯彰に努力せらるゝは、衷心より感謝する次第である。

本書は簡にして克く要を得たる快著にして、學界に多大の貢獻をなすものたることを確信し、之れを江湖に紹介して擱筆する。

(昭和六年十月三十日 宇宿 捷)

### 尾張國 織田信長史料寫眞集

本集は織田右府公薨逝三百五十年記念として名古屋温故會から頒布されたもので、多年研究調査した史料史蹟中、尾州に遺存する關係資料を寫し、類聚し、更に簡單な解説を附したものである。

資料中疑點あつて他日の攷證を待つべきもの、或は寫眞撮影を許されず、解説上必要な報告を得られず收録を見合せたもの若干あるこのことではあるが、該尾州所在の公に關する遺品遺蹟は實に大體本集に網羅されてある。

即ち畫像六葉、書狀二十九葉、制札四葉、定書一葉、領中方目録一葉、反錢領納書一葉から、堆朱赤壁圖盆以下の遺品、熱田神宮海上門、津島神社本殿、古渡城址、桶狭間古戰場址、墓所に至る迄合せて五十七葉を収録してある。本集は會員に頒布するもので非賣品なそうではあるが同好の士には賞費でお譲りすることである。

申込所 名古屋市西區島田町二丁目十一番地 (淺子勝二郎)

### 東方學報 京都 第一冊

東方文化學院京都研究所研究報告第一冊として新進氣鋭の所員諸氏によつて公けにされたもの、今その掲載諸論文の内容概要を左に示さう。

#### 甘石星經考

能田 忠 亮

先に上田穰博士が大唐開元占經中に見えてゐる「石氏曰」の條下の天文記事中、恒星の去極度と入宿度の研究により其の平均觀測年代算定を試みられた「石氏星經の研究」の方法に従つて、漢甘公石申著と傳へられる所謂甘石星經に就いて、研究せられたもので、先づ研究材料として程刻・何刻・王刻三種の漢魏叢書・五朝小説・說郛記載の各星經を異同表により比較し、その同一系ならん事と、程刻のものが比較的原本に近い事を推し、次いで星經の如き材料より支那上代の天文学を研究する場合、古人の云ふ星が今の何星に當るかを知る唯一の手掛として支那歴代の星表星圖の必要を述べ、其等の歴史を説き、而して星の觀測年代算出法は前述の如く上田博士の法に従ひ、星經に記載せられた星の一つ一つを現代のものに照合し、ボスの表によりその位置を知り、各「去北辰度」即「北極距離」を半徑とし、その各星を中心として圓を描くことすれば、それらの圓の交點は觀測當時の北極であるから、これがニューカムの北極移動曲線上の何處にあるかに依つて、觀測年代を決定し得るさし、此の方法を採るためには距星を照合して、例へばバイエル氏の記號法に依つて星を表さなくてはならないので、次節に於いて星の照合と吟味を行ひ、その結果照合し得た三十五箇の星に

就いて前述の算定法を行つた結果、第一群の二十九星はほゞB・C・三六〇年頃、第二群の六星はA・D・二〇〇年頃の観測と見られるとし、之によつて甘石星經はよし後世の僞作とするも、二種の記事を含み、一は支那戰國中期に於ける甘公石申の観測の傳承されしものなるべく、即ち當時恒星表を作り得る程度の天文學が存在したるを證すとし、他は漢末より三國の初頃の天文家某の観測なりと斷じ、晋書隋書兩天文志を引いて吳の太史令陳卓に非るかゝ疑つて居り、最後に星經の沿革と著作年代として、史記天官書に於て明なる如く甘公・石申は共に戰國時の人で漢人ではなく、又七錄によれば二人各撰する所の星經があるから、現存の星經を漢甘公石申著とすの不可は云ふまでもなく、又此の星經に三國初の観測を含む以上、此を先秦の書とすを得ずとし、併しその星の多くが甘公石申により観測せられた星官に屬してゐる點よりすれば甘石星經と呼ぶも不可なからんとし、著作年代に就いては既述の如く戰國時の天文紀事を後漢末より三國初期へかけて何人か整理しおいたものに基礎をおくものである故、此の時代を上限とするが、此の書は唐代の開元占經より出でしものゝやうであるを疑ひ、錢大所の説をあげ概ね唐人の作にして古來の天文観測記事を附益するに晋隋兩天文志の占說文を以てしたものであらうとし、要するに著作年代の如何を問はず此書は戰國時代の甘公石申の事蹟の幾分を正しく傳へて來たものであると論じられてゐる。

星經には筆者も少しく關心を持つてゐたのであるが、本論文を讀了して得たる所決して少くはない。たゞ観測年代算定の過程に於て、三十五箇の星の中約半數の十六箇の星の北極距離に改定を

加へた點、又距離の撰擇にも一三六〇年並に十二〇〇年の北極を與へるやうに撰んだものゝある點等、前提をたてゝ其に迎合するやう材料を修正された感あるは研究態度として少しく遺憾である。又是等の星の半數が史記に見えない星である事も注意すべきであらう。尙著者は五種の版本に就いて甘石星經の異同表を掲げられたが、その他屠隆校本漢魏叢書・廣漢魏叢書にも干之英閣とある甘石星經があり、之は内容に於て程刻のものゝ異らないが、著者が「漢甘公石申著」の文字なきため、對照せられずして最後に言及せられた津逮秘書本通占大象曆星經は題名の等しき點より程刻のものゝ緣故の深いものと思はれるが、三十二ヶ所に於て甚しく文字を異にして居り、手入多き王刻本を除き、他の版本の概ね程刻に等しきさは大いに趣を異にしてゐるが、中には一見して津逮秘書本の正しくして、程刻の誤れるを指摘し得るもの多く、王刻本が之によつて訂正したと思はれる箇所も發見せられるのである。此の書は或程刻以下の書と系統を異にするかも知れないが、著者名の無い點も本來の星經に近いかと思はれ、同書校勘の際には必ず參照せらるべきものならんことを附記しておく。

北支那發見の一種の銅容器と其性質

梅原 末治

本編に於いて一種の銅容器と云ふのは、大部分臺を有する深い鉢形の器で、其の縁には一双の特色ある耳があり、また地肌が粗で黒味がうつた青銅質を示すものである、と著者は云つてゐる。而して是は殷周の器と漢器との中間に屬するものゝ類であるとし、是等北支那發見と傳へられる資料の巴里・ストックホルム・紐育・費府・京都等にあるものゝ所見を述べ、最後に甘肅省慶陽府

滿洲北端の Tsunghaiui 古城址・外蒙古ノインウラ山第六第十一號墳等の出土地明かなる四例を擧げ、後者二例の伴出物より問題の銅器の年代の一端が漢代にあるを指摘し、次に是等と相似た銅器等が匈牙利・獨逸・スキタイ本土と云はれる南露及北高加索・西部及中部西伯利亞等に發見せられることを述べ、是等相似せる遺品の分布區域が西の方プロシヤ・匈牙利から、東は北支那に至る非常な廣さにも拘らず、其の間を結ぶ歐亞の地帯に點々見出されて、著るしいギャップのないと云ふ地理上の事實と、スキタイ本土の遺品が、伴出物より西紀前五六世紀を上限とし、紀元前後の世紀を下限とする種々の年代を含み、西伯利亞の遺品も大體南露の其と同期所産であり、問題の北支那の遺品亦年代の一點の漢の盛時にあることによる年代上の大體の一致とより、是等の相似が偶然の暗合でなく、本質的相關關係に依るものとし、北支那の銅器は西伯利亞銅器の波及に基き其は亦南露を本源とするスキタイ文物の、西伯利亞を通じての東方への波及を語る一現象也とし、但し本は同じでも地方によつて自ら異同があり、此の類を簡單にスキタイ銅器と解し去る可きでないのを注意し、最後に古代の支那工藝の發達に北方からの西方文化の影響の多いことは漸次確められ、而してその影響が漢代藝術の成立、遡つては所謂秦銅器の出現を促した事も考へられるが、然し其の性質たるや一部スキタイ研究者の云ふ如き根本的のものなるや否や大いに疑問としてゐた處、上記の如くスキタイに本源を求むべき銅容器が北支那から發見せられて、その或類が技術上遙に優れた漢銅器と併存状態にあることが明になつたのであるから、漢銅器と年代上對立して、其より遡

る時期に特殊の發達を遂げてゐる所謂三代の銅器を以てスキタイ文物に附隨せしめんとする如きは到底あり得ないことになること、例によつて頗る緻密に論ぜられたものである。

支那古代の長子相續制度

松浦嘉三郎

著者は先づ、支那古代の社會に於て、其單位たる家族が如何に集團して社會を構成せるかを知るには、宗法組織の内容を明らかにするを要し、而も其には相續制度を研究する必要ありとし、先づ家族生活に於ける家長の重要性と、從つて其の撰定法の絶對的必を説き、是等の問題に關する尤も重要な記録は儀禮の喪服篇なりとし、支那古代に於て早くから傳子立適の相續制度が決せられてゐたこと、父より見て適子と庶子との間に截然たる尊卑の別ありしを云ひ、その理由として、適子は先祖の正體であり血統の正系を後屬に傳へる事と、宗廟を祭る時に主となること云ふ二つの資格有る爲とし、父と適子との間には尊卑の差なき事等を喪服の規定より論じ、又結婚制度と妻妾に就いて述べ、次に支那古代の相續制度に於いて斯る傳子立適の習慣が何時代より成立せるかと云ふ問題を知る爲には、古代における相續状態を知る要ありとし、殷代に於ては所謂傍系制度であつたこと、周代に於ても中原に遠き吳や楚に於ては、周文化に接觸せざりし以前は傳子立適は行はれざりしが如く、周に於ても古くは小子相續制、若しくは父の意志により嗣を定める法等が行はれ、成王以後大體傳子立適性が行はれたやうであること、然も社會の安固を保つにべき習慣として、漸次普及せんとする傾向ありしを察し得ること、而して喪服篇に見えたる傳子立適制の適庶の觀念は、相續人と非相續人と云ふ觀

念であつて、適を立つることは理論上母の適庶(妻妾)に關係なく決定し得るが、只習慣上適妻の生める長子を以てするのに對し、左傳公羊傳等に於ては、適庶は親母の身分の尊卑に由る區別と云ふことになつてゐる理由を知らんとし、その爲には古代社會に於ける相續權の内容の進化を審にする要ありとし、古代支那に於ける相續權の内容對象は明かに(一)家族生活の中心たる宗廟を主祭する資格であつて、家族を統率する地位は此資格に隨伴して發生する。(二)遺産の繼承の二であるとし、前者は後者は明かに區別して適子に於て之を繼ぎ、後者は此を衆子に於て共同して繼承するを原始的習性としたとし、然るに人智の發達による經濟の進歩は、相續權の内容に於て遺産の地位を漸次重要ならしめ、殊に農業の發達が私有財産の發達を促し、部落國家の發達が土地人民を私有する貴族階級を擡頭せしめる時代に至つては、相續は單に宗廟の主祭を目的とする宗教的内容を漸次進化せしめ、其に伴ふ統制上の權力の獲得、従つて財産の取得或は處分を目的とするに至り、此に於て相續上の爭執は發生せざるを得なくなり、かゝる權力又は財産が社會的に重要となつた春秋時代以後に於て、相續上の爭執が愈々大となつたのは當然であり、此の爭執を防止し社會の不安を除かんが爲、立適の順序を明白に決定するの必要を生じ、左氏或は公羊說の適庶觀念が起るに至つたのであると思ふと論じられてゐる。

引路菩薩信仰に就いて

塚本 善隆

燉煌發見ロンドン大英博物館所藏スタイン氏將來佛畫中、紫雲に乗じ左右の手に幡と柄香爐とを執り、天上の宮殿に婦人を導か

書 評

んとする珍奇なる菩薩に、巴里ギメー博物館ペリオ氏將來品地藏十五圖下邊銘文段圖樣と等しく、同所の文字により引路菩薩と命名されたが、その名稱は日本佛教未知のものらしく、之に對する解説は瀧博士・松本榮一氏・矢吹博士等によつてなされてゐるが、何れも「引路菩薩は地藏菩薩の事なり」とせられてゐるに對し、著名は五代の後唐長興三年の銘ある佛頂尊勝陀羅尼經幢を擧げ、願者が地藏菩薩一軀・引路菩薩一軀を造立せること、及北宋蘇洵の嘉祐集十四極樂院造六菩薩記の六菩薩中、地藏と引路王とは別個のものとしてゐる事、又著者自ら朝鮮釜山鎮の一小庵に於て、引路地藏兩菩薩の共に描かれた、佛畫を見られた事を記して、兩者同一說に反對し、又前記の二例より同菩薩信仰が、五代燉煌と洛陽の中間地方に、北宋時四川河南の地に流行せるを推し、次に引路の語も從來の如く經典中より無理に解釋せずとも、先導道案内を意味する語として唐の中期以後世に用ひられし語として例を擧げ、引路菩薩信仰の成立に就いては、淨土の中阿彌陀淨土の如く觀音勢至なる特定の菩薩が來迎接引することを明かに説かれてゐるものもあるが、一般淨土に於ては特定の菩薩名の説かれざるもの多く、此の淨土往生に就いて來迎引導案内の菩薩即引路菩薩を支那人が考えだし、其がやがて固有名詞となり特定の菩薩として信仰せられるに至つたとし、其の時代を唐末に非るか疑ひ、而して淨土信仰が阿彌陀淨土信仰に獨占されるに至つて、佛典に説かれざる此菩薩は次第に忘れられしなるべしと説き、更に同信仰と並行せる地藏十五信仰の成立を論じ、それは唐の中期以後ならんとし、而してその主要流行地の大體引路菩薩信仰と一致する事より、こ

(七七)

一五三

の二信仰は共に第八世紀中葉以後に北支那地方に成立し、唐末宋初には既に北支那一帯の民間に勢力を占めたものと推定せられてゐる。

著者の論ぜられた所は、概ね穩當の如くであり、從來の諸學者が引路菩薩を佛典の中のみ求めんとした態度とは別に、佛教の名のもとに當時の支那國民の間に行はれた宗教、即ち通俗化し支那化し或ひは迷信化した支那國民の佛教信仰と云ふ立場より見直された點に意義がある。

水經注に引用せる法顯傳

森 鹿 三

酈道元が水經注を撰述せる際、法顯傳(一名佛國記)が法顯自らの見聞を記したものであるため、之に依憑せる事多大なりし事を述べ、水經注所引の法顯傳の文を舉示し、其の下に見在法顯傳を示して彼此封照し、而して水經注に於ては官校宋本を底本とし、朱謀瑋校本(譚元春到本を用ふ)・全祖望校本(全氏十校本を用ふ)・趙一清校本・載氏自刊校本によつて校勘し、其に應ずる法顯傳の文は、大正新修大藏經第五十一卷(史傳部三)所收のものを用ひてあり、之は高麗藏經本を底本とし、宮内省圖書寮本(舊宋藏經本)・宋藏經本・元藏經本・明藏經本によつて校勘したものであると説明されてゐる。

他に工藝史上より見たる漢様式と銅鏡

長 廣 敏 雄

大元通制解説

安 部 健 夫

董龔藏書畫譜

伊 勢 專 一 郎

彙報等がある。

(京都市左京區北白川小倉町五〇 東方文化學院京都研究所發行  
二圓五十錢)(杉本忠)

寄贈交換圖書雜誌目錄

Memoria de la Secretaria de Relaciones Exteriores 1930 1931.

Boletin Oficial de la Secretaria de Relaciones Exteriores

Secretaria de Relaciones Exteriores, Mexico.

尾張國織田信長史料寫真集 名古屋溫故會

贈正五位 鈴木重胤眞人物 遺風顯彰會

安岡篤著政治と人物 金 雞 學 院

傳習錄 聖賢遺書新釋叢刊 一二 金 雞 學 院

青丘學叢 四、五 青 丘 學 會

栃木縣聖蹟志 田 代 善 吉 氏

兼松石居先生傳 森林助著 神 書 店

朝鮮天主教史料展觀目錄 大坂屋號書店

高句麗時代之遺蹟 岡版上册、岡版下册 朝鮮總督府博物館

奈良文化 萬葉集新論考 奈良文化學會

大正十二年度古蹟調查報告 第一册 朝 鮮 總 督 府

大正十三年度古蹟調查報告 第一册 圖版 朝 鮮 總 督 府

朝鮮古蹟圖譜 一一 朝 鮮 總 督 府

備後史談 七ノ一〇、一一 備後郷土史會

江戸文學研究 三ノ別冊四 長 崎 久 彌 氏

蝦夷往來 五 尙 古 堂 書 店

福岡 五一、五二 東 西 文 化 社